

静岡県立西部特別支援学校の施設等の開放に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、静岡県立西部特別支援学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できるものは、地域住民の社会教育活動、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体とする。

(利用団体の登録)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「団体」という。）は、翌年度の利用について3月1日から3月31日までの間に静岡県立西部特別支援学校開放施設等利用者登録申請書（様式第1号、以下「登録申請書」という。）及び〇〇年度静岡県立西部特別支援学校施設開放等利用者名簿（様式第2号）を静岡県立西部特別支援学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 施設開放委員会は、翌年度の第1回会議において登録申請書を審査し、承認した団体には〇〇年度静岡県立西部特別支援学校開放施設等利用団体登録証（様式第3号、以下「登録証」という。）を交付する。

3 年度中途における登録申請については、直近の施設開放委員会において審査し、承認した団体には登録証を交付する。

(施設開放委員会委員)

第4条 要綱第3条の規定に基づき、委員を次のとおり構成する。

委員長 校 長

委 員 副校長、教 頭、事務長、部主事、教務課長、事務施設担当

(開放施設の種類及び利用種目等)

第5条 開放施設及び利用種目等は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、表中にない開放施設及び利用種目等の申請については、その都度、施設開放委員会で協議するものとする。また、休業日に普通・特別教室を利用する場合は、利用者に本校職員が含まなければならない。

開放施設	利用種目等
体育館	車椅子サッカー、バレーボール、インディアカ、体操
普通・特別教室	学習会、バンド

(開放の日時)

第6条 開放時間は、原則として、8時30分から21時までとし、学校教育活動等に支障のない時間とする。ただし、4月1日から施設開放委員会が登録証を発行するまでの間及び12月28日から翌年1月3日までは開放しない。

(利用計画の決定等)

第7条 施設開放委員会は、利用計画を決定の上、当該の利用計画を前月末日までに決定し、団体へ連絡する。

2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、団体に対し利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第8条 団体は、静岡県立西部特別支援学校開放施設等利用申請書（様式第5号）に登録証を添えて、原則として、前月の20日までに施設開放委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 施設開放委員会は、前項の申請を許可したときは、静岡県立西部特別支援学校開放施設等利用許可証（様式第4号、以下「許可証」という。）を交付する。

3 団体は、開放施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会へ静岡県立西部特別支援学校開放施設等利用報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

4 第1項の許可を受けた者が辞退し、又は変更しようとするときは、許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第9条 利用決定の際、同一の開放施設等を2団体以上が利用申請した場合は、相互の話し合い又は抽選により利用者を決定する。

(経 費)

第10条 開放施設等の利用に係る経費は、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員会委員長が認める場合は、この限りではない。

2 電気料は、「行政財産の使用許可等の事務取扱いについて（最終改正平成29年3月31日 財管第562号総務部長通達）第6項により算出した使用電気料相当額を徴収する。ただし、部分使用の場合は、使用面積等により按分する。

3 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、団体と施設開放委員会が協議の上決定する。

(利用者の遵守事項)

第11条 団体は、開放施設等の利用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- (3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと
- (5) 学校敷地内における飲酒、喫煙は禁止する。また、指定場所以外での飲食をしないこと。
- (6) 学校敷地内で火気を使用しないこと。
- (7) 学校敷地内へ危険物を持ち込まないこと。
- (8) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- (9) 利用終了後は、清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (10) 開放施設・設備等を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (11) 登録証及び許可証を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (12) 物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- (13) 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- (14) 第 10 条にかかる経費については、静岡県が定めた納期限までに納付すること。

附 則

令和 4 年 12 月 1 日一部改正、令和 5 年 3 月 1 日施行

令和 6 年 6 月 13 日一部改正、令和 6 年 6 月 13 日施行

令和 6 年 11 月 12 日一部改正、令和 7 年 4 月 1 日施行